

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター
2025 年第二期 ESP 奨学助成金（旅費）募集要項

東京大学大学院総合文化研究科・欧州研究プログラム（ESP）登録者を対象として、2025 年 4 月から 12 月に計画されている修士論文執筆に関連する現地調査、およびドイツの大学へ留学のための旅費滞在費（最大 6 ヶ月）の助成を実施します。但し、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の意向により、助成対象はドイツに関係のある研究計画、または DAAD が各国に設置する 19 のドイツ・ヨーロッパ研究センターにおける研究滞在に限定します。

なお、奨学助成金を受けた場合には、研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別、電子メールアドレスを含む）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/procedures/goingabroad/index.html>

【注意事項】

***総合文化研究科 HP にある海外渡航に関するページ**

(<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/procedures/goingabroad/index.html>)を確認し、必要な手続きを完了すること。

***奨学助成金支給決定後、やむを得ない理由で渡航が不可能になった場合は、速やかにドイツ・ヨーロッパ研究センターに申し出ること。**

応募締め切り 2025 年 5 月 19 日（月） 13 時（厳守）

2025 年 4 月
東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長
川喜田 敦子

1. 応募資格

東京大学大学院総合文化研究科・欧州研究プログラムに登録している者。

2. 交付額

航空運賃として 1,300 ユーロ

滞在費として 861 ユーロ／1 ヶ月（22 日までの滞在は 1 日あたり 39 ユーロ）

3. 助成期間

6 ヶ月（最大）

＊助成期間は申請内容と予算の都合に応じて選考委員会で決定する。予算の都合により、航空運賃のみ、あるいは滞在費のみの助成となる場合がある。

4. 応募書類・方法

1) DESK HP (http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/education_application.html) から所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、添付書類を添えて google フォーム (<https://forms.gle/1FerGgutih5ijP1X8>) からアップロードし提出すること。

2) アップロードする添付書類には支出計画案を添えること。

＊ECCS アカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp) にログインした状態で Google フォームにアクセスすること。

＊申請者の ECCS アカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp) 宛てに受領確認の自動返信が届かない場合は、事故の可能性があるので送信日時を確認のうえ問い合わせること。システムの事故などの可能性もあるので、早めに応募書類を提出すること。審査結果は 6 月下旬頃までにメールで通知される予定である。

【記入上の注意】

研究概要の項目では、研究の内容・目的・意義などを簡潔にまとめたうえで、現時点での日本における準備状況を明記すること。研究概要は 400 字、研究計画および方法は 800 字から 1200 字程度（最大 1 ページ）を目安とする。

5. 選考方法

提出書類にもとづいてセンター執行委員会で選考をおこなう。

6. 交付方法

日本国内の本人名義の金融機関口座に振り込まれる（為替レートは東京大学指定レート）。

***振り込みは、申請者自身が往復航空券を予約／購入し、その領収書を提出した後となる。**

***領収書提出後振り込みまで1～2ヶ月程度の時間を要する場合がある。**

7. 報告義務

受給者は、助成金による研究計画の終了後、次の書類をセンター事務室に提出しなければならない。

1) 成果報告書（提出締め切り：助成期間終了後2週間以内）

特に様式を定めないが、研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に 4,000 字程度で記すこと。マイクロソフト・ワードファイル（docx）形式を電子メールに添付し提出。後日センターの HP で公開される可能性があることを了承すること。

2) 奨学助成金による研究業績についてはセンターに提出すること。

8. 変更届出

交付決定後に研究計画に大幅な変更が生じた場合には、ただちにセンター事務室に届け出なければならない。

9. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務は負わない。ただし、提出書類に虚偽の記載をする等不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、または成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

10. その他

提出されたデータおよび書類はいっさい返却しない。

連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9号館3階313号室

担当：平松 英人

E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp